遅　延　理　由　書

　 　　　　年　　月　　日

　　　西北地域県民局長　殿

　 届出者 住　　所

　 氏　　名

　 （法人にあっては法人の名称及び主たる事務所の所在地）

　 電　　話

　 Ｆ Ａ Ｘ

　私こと診療施設（　Ａ　）届をするにあたり、（　Ｂ　）の理由で届出が遅れました。

今後は獣医療法を遵守し、報告を怠らないよう注意します。

―――記入例――（印刷時には、ここから下を削除して下さい。）―――

　　Ａ：開設・届出事項変更・休止・再開・廃止

　　Ｂ：（Ａ）を行った際に作成する書類が多く、多忙でもあったため、

　　　　獣医療法第３条に基づく届出も完了していたものと勘違いしておりました。

　　Ｂ：（Ａ）を行った際に（病気療養・旅行）中で、書類の届出を人に頼んだのですが、

　　　　その者が届出を失念していたとのことです。

　　Ｂ：若しくは、もっともらしい理由を御自分でお考え下さい。

参考　獣医療法

　　（診療施設の開設の届出）

　第３条　診療施設を開設した者（以下「開設者」という。）は、その開設の日から10日以内に、

　　当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければ

　　ならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同

　　様とする。